

企業における反社会的勢力との一切の関係遮断
～東京都暴力団排除条例の施行を受けて～

平成 23 年 10 月 1 日
弁護士 手打 寛規

1 暴排条例は関係遮断に向けたツールである！

8 月下旬の某有名タレントの引退事件からも明らかなように、反社会的勢力と関係を持つことに対する社会の目は日々厳しさを増している。今日に至っては、反社会的勢力との関係を如何に排除してリスクコントロールを行うかが企業の重要なテーマとなっている。

他方で、暴力団取締り等総合対策ワーキングチームによるアンケート結果によれば、平成 22 年 12 月の段階で企業の中で契約書に暴排条項を盛り込んでいるのは全体の 2 割に過ぎず、中小企業を中心に対応の遅れが目立っているとのことである。多くの企業で未だ反社リスクを管理する体制がなく、いつ反社リスクが現実化してもおかしくないのが現状である。

このようなギャップが生じている原因としては、以下の 2 つが挙げられる。

原因①

関係遮断の根拠が不明確。
⇒特に中小企業では、取引先に暴排条項の導入や属性審査の要請を行いにくかった。

原因②

関係遮断に向け何をしなければならぬかが不明確であった。
⇒何をすればよいか分からず、結果的に対応が遅れる企業が多かった。

しかし、かかる原因は、暴排条例の施行により程なく解決される。

そして、このことこそが暴排条例が施行される意義であり、暴排条例が関係遮断、そして反社リスク管理のツールとなる所以である。

暴排条例の意義①

＜暴排条例が関係遮断の明確な根拠となる＞
⇒暴排条例遵守に必要です
たとえば、取引先の抵抗なく暴排条項の導入などを要請できる。

暴排条例の意義②

＜暴排条例がメルクマークとなる＞
⇒暴排条例により、企業が最低限行うべき事項が明確になり、各企業が対応するようになる。
→結果的に、対応が必須となり、対応しないことがリスクとなる。

以上より、10月1日以降は、各企業において反社会的勢力排除に向けた動きが一段と進むと思われるし、進めない場合には、それがその企業のリスクとなるであろう。

2 事業者が気を付けなければならない都条例の内容

(1) 24条：利益供与の禁止等

まず、都条例では、事業者が暴力団の威力を利用するなどの対価として利益供与をすることを禁止する（24条1項）だけでなく、事業者が規制対象者を通じて、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる利益の供与を、その情を知って行ってはならないと定めている（24条3項）。かかる利益供与の禁止に対しては、勧告（27条）、公表（29条）、命令（30条）などの違反措置がある（24条1項については罰則まであり得る）。

これらは、相手方が反社会的勢力を分かっただけで取引をした場合であるから、多くの企業には関係のない規定と思われるかもしれないが、取引開始後に契約相手が規制対象者と分かった場合にも該当する余地があり、注意が必要である。

(2) 18条：事業者の契約時における措置

多くの企業が、まず対応しなければならないのが18条に定められる事業者の契約時における措置である。つまり、事業者は、締結しようとする契約が暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる疑いがある場合（助長取引の疑いがある取引）には契約の相手方が暴力団関係者か否かを確認しなければならない。また、契約書には暴排条項を入れなければならない旨が定められている（なお、18条2項では工事請負について下請事業者も含めた特別な暴排条項を定めるように定められている）。

よって、事業者は、18条により、①助長取引の疑いのある取引における属性確認（審査）を行うことと、②契約書に暴排条項を入れること、が必要となる。

(3) 19条、20条：不動産の譲渡等における措置等

さらに、不動産の取引を行う場合には、暴力団事務所などの暴力団の拠点が作られないように契約時に不動産が暴力団事務所として使用されないことの確認と、暴力団事務所として使用された場合には契約を解除できることを契約書に定めることとなっている。

3 都条例対応～何をしなければならないのか～

都条例の中で企業が気を付けなければならない条文の中で特に重要なものは上記のとおりであり、不動産業者を除けば（不動産業者の方は別途相談頂きたい）、一般的な企業において新たに対応しなければならない業務は、①助長取引の疑いのある取引に関する属性審査と、②都条例に沿った暴排条項の整備の2つである。

4 都条例対応／具体的な対応内容～①属性審査～

まず、①属性確認（審査）については、確認（審査）方法と併せて、どこの部門が属性確認（審査）を行うのか、どこの部門で属性確認（審査）を行うのが適しているのか、を社内で検討する必要がある。

つまり、①属性確認（審査）は、売り契約、買い契約の両方で問題となる為、一般的な与信管理とは異なるし、企業によっては、企業の全取引において属性確認（審査）を行うことにもなる為、過去に総務部などが行っていた暴排対応とも性質を異にする。そもそも、企業の多くには属性確認（審査）を行う機能がない場合もあるだろう。

そのため、企業によっては、属性確認（審査）という全く新しい業務への対応を迫られることにもなりかねず、まずは、各企業において、助長取引となる恐れがある取引が一体どれだけあるのかを洗い出しをして、どの部署にて属性審査を受け持つべきなのか検討する必要がある。

5 都条例対応／具体的な対応内容

～①属性審査と②暴排条項を兼ねた差入書の活用～

前記のとおり①属性審査の対応は各企業毎で様々であり、各企業において、事業内容に応じた①属性審査の内容を検討して頂きたいのであるが、都条例施行直後の対応として、まずお勧めしたいのが、①最低限の属性審査（事業内容によっては最低限ともいえない場合もあるので注意が必要）と②暴排条項の導入を効率よく実施できる差入書の導入である。

添付[差入書](#)は、まず、都条例の施行を前面に出したうえで、各チェック項目にチェックを入れさせ、暴力団関係者ではないことの確認と契約解除条項を入れている。ここで署名者にチェックを入れさせているのは、仮に暴力団関係者が、暴力団関係者であることを秘して契約しようとしている場合に、かかる差入書の作成を以て明確な欺罔行為を立証し詐欺罪を成立させ易くするためである。かかる差入書は暴力団関係者が取引に入ることを躊躇させる暴排条項の事前抑制機能を重視している。

このような差入書は既に多くの企業で導入されており、未だ導入していない企業においては、都条例に対する社内体制整備を検討するにあたっての最初のアクションとして、是非導入を検討して頂きたい。

以上